

法 令 等 名	古物営業法
根 拠 条 項	第23条
処 分 の 概 要	古物商等に対する指示
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第二係 (電話06-6943-1234 内線31791)
備 考	